



年金の保険料は何年払えばいい？



年金は10年保険料を支払えばもらえるって本当ですか？

老齢年金の受給に必要な保険料の納付などをした期間（これを「受給資格期間」といいます）は、これまで25年でしたが、今年の8月から法律が変わり10年に短縮されました。

年金の加入は、およそ20歳から60歳までの40年間ですが、失業していたり、年金への理解がないため保険料を支払わなかった人など、現在、年金受給資格を満たさない人が沢山いるのです。このような人達の老後の生活を救済するため、今回、大幅に必要な期間が短縮されました。



では、私はもう10年間は保険料を支払っているのに、後の期間は支払わなくても大丈夫ですね。

いいえ、公的年金制度の保険料は、

定められた要件に該当する場合、すでに受給に必要な期間を満たしていても支払う義務があります。日本国内に住んでいれば日本人に限らず外国籍の人であっても同様です。

そもそも、将来受け取る老齢年金の額は、保険料を支払ってきた期間に応じて決まってくるから、10年程度支払っただけでは、これだけで生活に十分な額になるとは言えません。10年で受け取れるというのは、やむを得ず保険料を支払うことができなかった人について、あくまでも支払ってきた保険料を無駄にさせない措置といえるでしょう。



そもそも、年金はいくらくらいもらえるものですか？生活に十分な額ですか？

加入してきた制度が、国民年金（自営業者などが加入）か厚生年金（会社

員などが加入）かで大きく変わります。

ここでは計算方法は省きますが、平成27年の厚生労働省の統計によると、国民年金の場合の年金額の平均は月5万5千円ほど、厚生年金（基礎年金を含む）の場合の年金額の平均は月14万8千円ほどです。

たとえば、国民年金で10年保険料を支払っただけでは、年金額は月2万円にも満たないのです。

老後の生活費は一般に夫婦世帯で月20万円～30万円といえます。ある程度の貯蓄があったとしても、年金を受け取れるかどうかで生活が大きく変わります。若いうちからしっかり保険料を払っておきましょう。



労務ひとこと

近年、アイコスなど「電気加熱式タバコ（電子タバコ）」の人気の高まっています。煙が出ないため副流煙の問題はないとされていますが、分煙ルールは自治体や場所によってまちまちで、少し混乱していると言えるかもしれません。職場の分煙ルールにおいても、この電子タバコの取り扱いが問題になることがあります。

禁煙のために従来のタバコから電子タバコに切り替えた人は、喫煙所で電子タバコを吸うのはイヤなのだそうです。有害な煙が出ないのだから

切れないため、隣で電子タバコを吸われるのは抵抗があるという人も多いようです。また、煙は出なくても水蒸気が出るため、タバコを吸わない人から見ると、普通のタバコと電子タバコの見分けが付かないという問題もあります。

電子タバコは禁煙エリアで吸ってもいい？

ら周囲に迷惑をかけていない、禁煙エリアで吸いたいという声もあります。

しかし、絶対に害がないとはい

電子タバコについては、今のところまだはっきりと法律上のルールが整備されていませんが、職場の実情に応じてルール作りが必要な場合もあるでしょう。